

奈良県告示第七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	乾 敏之	北葛城郡広陵町大字大塚一六二三
〃	塚本 吉則	〃 六九六
〃	坂野 正	〃 四七九
〃	細井 博文	〃 四七六
〃	岡本 成由	〃 四六二
〃	吉川 正則	〃 四六四
〃	塚本 義久	〃 六二一
〃	小原 安夫	〃 七三五
〃	後藤 幸宏	〃 七四〇
〃	植田 宗宏	香芝市高山台三丁目二三―四
監事	山本 悦雄	北葛城郡広陵町大字大塚七三三
〃	乾 善弘	〃 六二二―二
〃	雛谷 利彦	〃 九六三―一
〃	上村 敏彦	〃 四九六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	塚本 義久	北葛城郡広陵町大字大塚六二一
〃	岡本 成由	〃 四六二
〃	小原 安夫	〃 七三五
〃	後藤 幸宏	〃 七四〇
〃	植田 宗宏	香芝市高山台三丁目二三―四
〃	西川 勝規	北葛城郡広陵町大字大塚六二五
〃	乾 敏之	〃 一六二三
〃	坂野 正	〃 四七九

〃 〃 〃 〃 監事 〃 〃

中野 細井 雛谷 安川 塚本 松井 吉川  
恵司 博文 利彦 泰武 吉則 雅秀 正則

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

七四二 四七六 九六三一  
七一九 六九六 四六六 四六四